税務関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和７年１０月７日（火）午後２時から午後３時６分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室

３　当番市　田原市

４　出席者　県総務部市町村課税政グループ　主査　安井　裕美子
県総務部市町村課税政グループ　主査　浅野　望美
名古屋市税務部担当課長　水野　永久　始め４０名
市長会事務局　行政係長　武本　恵
市長会事務局　財政係長　福井　直也

５　内容

愛知県市長会事務局　福井係長

定刻より少し早いですが皆様お集りのようですので、税務関係部課長会議を開会いたします。

本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、お忙しいところ、ご臨席賜りました愛知県の皆様方には心よりお礼申し上げます。

私は進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて愛知県市長会では、15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つがこの税務関係部課長会です。これらの会議は各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また必要に応じて愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として例年開催されます。

本日の会議におきましても、積極的に議題を持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それではまず初めに、ご多忙の中ご出席賜りました愛知県の皆様方をご紹介させていただきます。

総務局　総務部　市町村課　税政グループ　主査　安井　裕美子様

総務局　総務部　市町村課　税政グループ　主査　浅野　望美様

それでは、県を代表しまして総務局総務部市町村課税政グループ主査安井様よりご挨拶をいただきます。

愛知県総務部市町村課税政グループ　安井主査

ご紹介にあずかりました、総務局総務部市町村課税政グループ主査安井と申します。皆様方におかれましては日頃から適正な税務行政にご尽力いただき、この場を借りまして感謝申し上げます。

私からはご挨拶に代えまして情報提供というところにさせていただければと思っております。車体課税についてですけれども、こちらは総務省が設置しました自動車関係税制のあり方に関する検討会の方で、取得段階における税負担のあり方について議論の方が活発化しているところです。この 10 月に方向性が取りまとめられるということになっておりますし、令和 8 年度の経済産業省の税制改正要望というところで、環境性能割の廃止を要望しております。また、これらの他にも東京一極集中を是正するための地方偏在是正ですとか、扶養控除を含めた各種控除の見直し、今回自民党総裁が変わりまして、今後減税ですとか給付といったことが出てくることが予想され、地方税に関する議論が続くことが想定されます。市町村課としましても速やかな情報提供に努めてまいりますけど、皆様方もしっかりと状況を見ていただければと思います。

本日の会議が活発な意見交換によりまして、今後の税務行政に資するものとなりますよう祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

愛知県市長会事務局　福井係長
ありがとうございました。ここからは資料に沿って説明させていただきます。
なお、出席者名簿に変更があり、高浜市様が本日欠席となっておりますのでよろしくお願いいたします。また、机上配布の資料「令和８年度地方税制改正に関する要望書」と「東海都市税務協議会会則」につきましては、後程、名古屋市様よりご説明をいただけるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、次第３の議題に入ります前に、前回会議におきまして建制順により、今年度の会議進行の議長当番市として田原市様に決定しております。田原市税務課長林田様、よろしくお願いいたします。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
皆さん改めまして、こんにちは。本日、議長を務めさせていただきます田原市税務課長の林田です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議題に入る前に、本日の会議の進め方について説明させていただきます。
各市の状況は、前もって配布していただいておりますので、各市の状況の発表はとり行わず、議題ごとに、まず提案市から趣旨説明をしていただきます。
次に私から簡単に取りまとめ状況の説明をいたします。その後で、回答について補足説明がある市がありましたら、補足説明をしていただきます。
その次に、議題提案市に各市の回答について追加質問したい市があるかどうか、聞かせていただき、更に、議題提案市以外の市で、追加質問や、ご意見があるか聞かせていただき、最後に必要に応じて県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきます。
また、この会議は、要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発な意見と情報共有をお願いします。

それでは【議題１】個人住民税申告の電子化に伴う市申告受付会場の運営について、提案市であります一宮市様から趣旨説明の方をお願いします。

一宮市財務部市民税課　平松課長
議題にありますとおり、電子申告が市民税にも導入されるということで、人がどんどん少なくなっていると同時にDXを進めていって、人員削減ということも視野に入れて、いろいろ考えられているというのが現状でございます。
その中で、やはり市民税の申告というのは、高齢の方も多く、なかなか人を削減するというのと、電子化に対してどうなのか。２年ほど前に申告される方にアンケートをとって、電子申告があったら利用してくれますかといったことを聞いたのですが、もうほとんどの方がやりたくないという後ろ向きな回答しか得られなかったということで、ちょっと頭を抱えているのが正直なところでございます。
このことから他市町村でどのような運用をされているのかということを参考にさせていただいて、今後の事務に生かしていきたいと思い、質問をさせていただきたいということでございます。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
ありがとうございました。
それでは各市の回答を私の方からご説明させていただきます。
まず資料１－１－（1）申告会場での住民税申告の作成者についてでございます。市職員が主となって作成、割合として100％から80％が25市でございます。全体の65％ほどでございました。

次に納税義務者が主として作成されている市が 6 市、その他が主となって作成していると回答いただいた市が 4 市、市職員と会計年度任用職員の割合が半々が 1 市、市職員 75%と残り税理士、納税義務者、会計年度任用職員とで作成する市が 1 市、市職員 58%と会計年度任用職員、その他とで作成が 1 市となっておりました。

次に（2）の方です。「（1）で納税義務者が作成している」と回答した市では、申告会場ではどのような方法で、住民税申告をさせていきますかということでございます。

こちらにつきましては、手書き申告が 12 市、手書きと申告作成サービス（自動計算機能有）を併用しているところが 1 市、確定申告や市県民税申告の作成ブースを設けて、電子申告や紙提出を可能にしている市が 1 市、申告会場では申告をさせておらず、納税義務者が記載したものを受理するが 1 市でございました。

続きまして資料 1－2－（3）ございます。納税義務者による自宅での申告書作成には、どのような方法を提供しているかという問いでございます。

こちらにつきましては、申請書（郵送/手書き）と(ダウンロード/手書き)が 15 市、申請書（郵送/手書き）と(ダウンロード/手書き)及び申請書作成サービス（自動計算機能有）が 11 市、申告書（郵送/手書き）が 6 市、申告書作成サービス（自動計算機能有）が 2 市、申請書（郵送/手書き）と(ダウンロード/手書き)、申請書作成サービス（自動計算機能有）、その他（国のピタットサービスから 0 円申告や扶養追加の電子申告）が 1 市といった回答でございました。

次に（4）でございます。申告会場で、電子的な方法による個人住民税申告を導入する予定はありますかという問いです。

既に実施が 1 市、導入予定がある 2 市、可能であれば導入するが 2 市、限定的に導入するが 1 市、予定がないが 32 市でした。

（5）導入の判断の理由については、「導入予定があるところでは電子申告の手続きを理解していただくことで、翌年度以降の申告会場への来場者数の削減効果が期待できる」、「令和 7 年度申告から確定申告のスマホ申告コーナーを開設していて、令和 8 年度申告以降住民もスマホ申告が可能となるため対応する予定」との意見がありました。可能であれば導入するところでは、「事務の効率化、電子化の推進、団体連動試験の結果、対応可能であればすすめる」、「現状は職員主導で確定申告はパソコン入力、住民税申告は紙で行っており、今後は住民税申告でもパソコン入力で対応することを検討。ただし、例年住民税申告を行う方には事前に申告書を送付しているので、その場合は現行の対応の方が早いので紙で受付する想定」といった回答がありました。

予定がないところでは電子的な申告の導入により、「入力ミスや誤った申告のリスクが高まる」、「電子的な方法による申告の案内を行う負担が大きい」、「確定申告を市会場で行っており、確定申告受付システムにおいて、市県民税申告の作成が可能なため」、「住民税申告の対象者の殆どが電子申告しづらい高齢者と見込まれるため」、「人的確保が困難」となっています。

次に資料の 1－3 でございます。（6）個人住民税申告を電子的な方法で行うことについて、住民税申告全体における割合をどの程度と見込んでいるかという問いに対しては、1～5%の範囲が 18 市、5～10%の範囲が 12 市、20%が 2 市、残りは不明でした。

次に（7）でございます。職員等による指導の場合 10 分～20 分が 28 市、間が空いて 30 分～40 分が 8 市、残りは不明でした。全て納税義務者自身で申告を行う場合 10 分～20 分が 15 市、間が空いて 30 分～40 分が 13 市、45 分が 4 市、60 分が 4 市でした。

最後の問いの（8）でございます。広報や案内チラシ配布以外に説明会を開催するなど検討していますかという問いに対する回答としては、検討している 3 市、検討していない 34 市となっています。検討している場合の開催時期や形態などの検討状況では、スマホ申告コーナーにて対応予定もしくは検討しているが難しい状況との回答でした。

以上が議題回答についてのまとめでございます。

それでは各市の回答について補足説明したい市がございましたらお願いいたします。

それでは一宮市様の方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

一宮市財務部市民税課　平松課長
「申告会場での住民税申告は、誰が作成していますか。」という質問について、「その他」100%とご回答いただいていますが、納税義務者が職員等の補助なく、すべて作成することは難しいと考えます。例えば、「１つの受付で、職員１人に対して何人の納税義務者の作成補助を行っている」、「何人の職員が作成コーナーを巡回し、何人の納税義務者の作成補助を行っている」など、納税義務者が作成するにあたり、具体的にどのような体制で作成しているかお聞かせください。

岡崎市財務部市民税課　宮瀬課長
本市は回答の方で、納税義務者や市の職員以外が 100%とお答えさせていただきました。
平成 21 年ごろから税申告相談業務を民間業者に指名競争入札で発注して、派遣社員に作成をお願いしています。派遣ですので、予算科目としましては役務手数料になります。派遣社員の業務内容ですけれども、申告相談が始まる前の１週間で、市の職員から申告相談の受付の研修を受けてもらいまして、申告相談期間中は申告会場の案内ですとか、あと来場者と対面して課税資料を確認して、申告書作成ソフトへのデータの入力と申告書の作成、それから郵送で届いた申告書のデータの入力や課税資料の仕分けとなっております。派遣社員がデータ入力した申告書は、会場にいる市民税課の職員が点検をしまして、必要があれば修正して完成という方法をとっております。
申告会場の具体的な人的配置につきましては、市役所の本庁舎の場合ですと派遣社員につきましては、1 日あたりで最大で 21 人、最小で 16 人来てもらっています。点検を行う市の市民税課の職員は、1 日あたりで最大で 9 人、最小で 5 人です。
また本市では市役所本庁舎のほかに、7 か所の市民センターで各 1 日または 2 日間、申告相談受け付けを行っております。次回からは 5 か所を各 1 日ずつ縮小する予定です。このように派遣社員が申告書の作成等を行うことによりまして、市の職員が申告会場に行く人数が削減できまして、事務室での事務が進み、残業は減ってはいるのですが、この派遣にかかる費用が大体 950 万円程度です。予算が厳しいおりには考えどこかもしれませんが、本市においてはこのやり方が良いかと思っております。

一宮市財務部市民税課　平松課長
春日井市様と豊田市様にもお聞きしたいのですが。

春日井市市民生活部市民税課　田口課長
市民税課の窓口で納税義務者１人に対して、会計年度任用職員１人が作成補助を行っております。昨年度から窓口に端末を設置し納税者本人に入力させて、職員が確認するようにしています。次回以降ご自宅での申告につなげたいので本人に入力してもらうようにしています。

豊田市市民部資産税課　近藤課長
窓口で面談形式により一対一で市の職員が指導していますが、あくまで納税者が作成しているのでこの回答とさせてもらいました。また時間のかかる医療費の計算等は先に自身で行ってもらっています。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
それでは他に、追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いします。
特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県総務部市町村課税政グループ　安井主査
eLTAX を通じた申告・申請等手続については、本年 12 月に個人住民税の申告の手続が対象に加えられ、これにより地方税法に基づく申告・申請等手続については基本的に全て電子的に行うことが

可能となります。デジタル化が進められているということもあり電子申告を進め、業務の効率化を図っていってほしいと思います。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
【議題 1】については、以上とさせていただきたいと思います。
続きまして【議題 2】不動産番号の印字についてであります。提案市であります岩倉市様、趣旨説明をお願いします。

岩倉市総務部税務課　佐藤課長
この度は本市の質問に対して皆様ご回答を作成していただいてありがとうございました。
この議題を挙げさせていただいた趣旨といたしましては、今回国の税務システム標準化に伴って、不動産番号の項目が実装されるようになったということについての対応でございます。
当市においては、不動産番号はこれまで実装されていないという状況でございます。そこで不動産番号の対応について、私どもの庁内で検討しておるという状況でございます。
各市の皆様におかれましては、不動産番号の対応についてどのようにされているか、また対応される場合に、土地・家屋のいずれを対応するのか、また両方対応するのか、印字対応する場合のスケジュールとか、印字対応する場合の予算金額や予算計上年度をご教示いただくようお願いしたものでございます。
以上で趣旨説明の方終わらせていただきます。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
ありがとうございました。
各市の回答を見させていただきますと資料 2 の（1）不動産番号の印字対応の可否と（2）印字する対象についてですが、対応するが 12 市で、その全てが土地と家屋を印字対応とのことでした。検討中（対応未定）が 16 市、対応しないが 10 市でした。
（3）印字対応のスケジュール及び作業フローではシステム標準化にあわせて対応するところでは、「令和 8 年度登記課税連携システムの導入を予定しており、不動産番号を含めた登記課税情報の突合を今年度進め、令和 9 年度以降の帳票に不動産番号を記載予定」といった回答がございました。
（4）印字対応する場合の予算積算金額及び予算計上年度について、令和 7 年度予算で既に対応しているところや令和 8 年度で計上などありました。予算金額については自治体規模等もありますので資料をご参照ください。
それでは各市の方で回答いただきました内容に補足説明したい市がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

岡崎市財務部市民税課　宮瀬課長
資料の 2 の（4）で準備対応する場合の予算積算金額及び予算計上年度を、具体的な数字を挙げておりますけれども、こちらは登記履歴管理システムの経費を挙げてしまいまして、ご質問の印字対応をする場合の予算金額ではございませんので訂正させていただきます。
回答としましては、税総合システムを共同調達している豊橋市様と同じ回答となります。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
それでは、岩倉市様の方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

岩倉市総務部税務課　佐藤課長
回答で検討中が多かった中で、対応するとおっしゃった岡崎市様と稲沢市様にお尋ねさせていただきたいと思います。質問としましては不動産番号の記載対応について、一筆の土地上に複数の建

物がある場合、家屋の不動産番号の付与はどのように対応されますか。詳しく申しますと一筆の土地上に同一の不動産番号で複数の附属建物が存在する場合、課税上ではそれぞれ別棟の建物として管理しているケースが多いと思われますが、どのように不動産番号と台帳番号（課税上の建物の管理番号）の付与を行うのか、ご教示ください。

岡崎市財務部市民税課　宮瀬課長
　本市では、先ほど申し上げました登記履歴管理システムを導入しておりまして、不動産番号と台帳番号を、このシステムの中で管理をしております。不動産番号につきましては、法務局の登記番号をそのまま利用しておりまして、一つの土地の上に複数の建物がある場合の建物の管理番号としての台帳番号は、システムにおいて台帳明細番号という名前で、例えば主の建物と附属建物それぞれに番号を付与する方法になっております。
　以上です。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。

稲沢市総務部次長兼課税課長　大津課長
　本市におきましては、課税家屋の家屋番号、所有者、課税データの合計と、登記事項が一致するかどうか。そこを突合して一致する場合においては不動産番号を付与することを考えております。以上です。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　それでは他に、追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いします。
　特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県総務部市町村課税政グループ　安井主査
税務システムの標準化については、本年８月末に「税務システム標準仕様書 5.0 版」が公表されたところですが、「税務システム標準仕様書」では、登記済通知の電子データを固定資産税システムへ取り込む機能が実装必須機能とされています。登記情報と課税台帳登載情報の連携が進むことによって事務の効率化ですとか、課税の適正が上がるものと考えておりますので、この機能については積極的に利用いただければと思います。
またこちらについては、標準準拠システムへの移行に必要な一時経費について、国のデジタル基盤改革支援補助金が利用できるとされています。利用を検討される場合は補助対象経費の範囲などもありますので、詳細な内容につきましては各市の情報政策担当部局にご確認いただければと思います。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。
　【議題 2】につきましては以上とさせていただきます。
　続きまして【議題 3】管理不全土地（農地）の現況課税について、提案市であります清須市様より趣旨説明をお願いします。

清須市総務部税務課長　酒井課長
　本市提出議題に対し、ご多忙にもかかわらずご回答いただきありがとうございました。また資料をご提出いただきました団体様ありがとうございました。
　各市、同じ傾向だとは思うのですが、農業従事者の高齢化や相続に伴う代替わりなどによって、

特に農業振興地域内の農用地区域内で、耕作はされておらず、荒れ地となっている土地が目立つようになってきたことがあります。
　一方で、耕作をされている納税者の方からは、荒れ地から飛散する雑草の種で、耕作地に雑草が生育するといった苦情の声が多く、農政担当課や生活環境担当課に苦情が寄せられます。
　税務課の方では農地から雑種地に変更して税負担を重くすることによって、いわゆるペナルティ的な意味合いとか、荒れ地化の抑止といった意味で現況に即して農業委員会や周辺の土地の方から、税金を上げてくれというようなことを言われることがよくあります。
　実際のところ、今回の会議でご提供いただきました団体様からの資料の中にもございますが、農地か雑種地かの認定には判断が難しいこと、農地課税から雑種地課税へ変更をした場合、税額が大幅に増加することとなり、納税者とのトラブルになりかねない認識でございます。現況に伴う課税を行うのは課税の観点からやるべきである認識でありますので、今後課税の強化をする必要があるかと考えております。そこでご質問をさせていただきました。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　それでは各市の回答をまとめさせていただきます。
　資料の 3－1 でございます。（1）の課税地目を現況により農地から雑種地に変更された土地はありますかという問いについては、市街化区域及び市街化調整区域で変更した市が 20 市、市街化調整区域のみで変更した市が 6 市、市街化区域のみで変更した市が 1 市、その他不明が 11 市でした。
　各市で、評価総筆数や市街化区域、調整区域の大きさも異なる為、個々の数字は資料をご参照ください。
　次に資料 3－2 の方でございます。（2）農地から雑種地等に課税地目を変更する判断基準等要領がありますかという問いに対して、「要領あり」が 11 市、「要領なし」が 27 市でした。
　要領にある主な判断要素としては、「容易に農地に復元しえないこと」、「おおよそ 3 か年にわたって耕作されていないこと」、「農業委員会による非農地決定等」でした。
　（3）雑種地課税した土地が耕作された場合、再度、農地に課税地目を変更しているかに関しては「あり」が 34 市、「なし」が 4 市、これは実績がないためによるものでした。
　各市の回答で補足説明したい市がありましたら挙手をお願いします。
　それでは、清須市様の方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

清須市総務部税務課　酒井課長
　それでは刈谷市様からいただきましたご回答について、「農業委員会が要指導対象とした農地に対して変更を行っています。」という点について、納税義務者に対して地目変更する旨の通知等を事前に出されますでしょうか。また送付されている場合、具体的にいつごろ発送されていますか。

刈谷市総務部税務課　山岡課長
　管理不全土地の定義が難しいところもありますが、本市の場合は筆数の中には耕作放棄地は一切含まれておりません。あくまでも違反転用があったところを変えたことが前提となります。それらの土地に対して、令和 7 年度の課税分から農業委員会や農政部局方と連携して、こちらから現地を確認した上で、駐車場や資材置き場として活用されていると判断した農地に関して、農政部局に伝え農政部局が所有者へ指導します。農政部局が指導した土地だから、こちらの方も雑種地に変えていくという流れをこの令和 7 年度からやるようにしました。
　納税義務者に対しての通知に関しては出しております。当初課税に合わせ、それに間に合うように出しておりますので、例えば令和 7 年度課税で申しますと、令和 7 年の 1 月末から 2 月ぐらいにかけて、対象者の方に現況がこのままなら地目変更になりますよということで、通知を出させてもらっています。
　回答としては以上となります。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　それでは他に、追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いします。
　特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県総務部市町村課税政グループ　安井主査
地目の認定については、固定資産評価基準において、「当該土地の現況及び利用目的に重点を置き…（略）…認定するものとする」とされています。課税の適正化という面で土地担当の方には日々業務に尽力いただいているところだとは思いますが、個々の地目の認定にあたっては土地全体の状況に注目し、利用状況を総合的に考慮していただいて、より適合している地目で適切に土地評価をしていただければと考えております。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。【議題 3】につきましては以上とさせていただきます。
　続きまして【議題 4】税務証明書に係る手数料について、提案市であります清須市様より趣旨説明をお願いいたします。

清須市総務部税務課　酒井課長
　本市の証明書の発行は基本窓口と郵送、あいち電子申請届出システム等がありますが、電子申請届出システムでの実績はほとんどありません。実際は窓口と郵送の二つでやっている状況でしてその中で、郵送の場合、お釣りの無いよう定額小為替を送っていただくように依頼はしているのですが、お釣りが出てしまうことが多くあり、お釣りの準備がなかなかできないということがありますので、窓口や郵送、電子申請での発行の方法、手数料の決済方法等を調査した上で本市も予算要求して、体制整備していきたいと思いまして質問させていただいた次第です。よろしくお願いします。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。
　各市の回答を見させていただきますと（1）の申請方法と所得可能な証明の種類については、資料を参照していただきたいと思います。
　（2）手数料の額についてですが、窓口・郵送交付の手数料とオンライン・コンビニ交付での手数料で、金額に差を設けている市が 11 市で、いずれもオンライン・コンビニ交付の方が手数料を安く設定されています。窓口・郵送交付の手数料とオンライン・コンビニ交付での手数料に差がない又はオンライン・コンビニ交付を行っていない市が 27 市となっています。
　（3）その他の課題及び検討事項について、オンライン・コンビニ交付を既に実施が 33 市で、課題として「電子申請について電子決済ができず、利用率が低い」、「人件費の上昇を踏まえ、手数料の改正を検討」、「郵送申請の際にオンライン決済の導入を検討している」、「コンビニ交付は申請者自身が交付機を操作するため、証明書の名称を分かりやすくする必要があったため、所得、課税、非課税証明書を所得課税証明書に統合。また取得できる年度は最新年度のみとなっていること」、「オンライン申請による固定資産税課税台帳証明書の発行件数が少なく廃止を検討」、「郵送申請時におけるおつりが発生した場合の対応に苦慮」、「コンビニ交付の導入には、コンビニ事業者への業務委託料が大きな負担となる」、また「所得証明書では、住民税の申告が完了していないと交付できない。」「納税証明書では、納付して消込されるまでは、発行できない。（特にコンビニ納付した直後は未払扱いとなる為、注意が必要。）」等がございました。
　以上が今回のまとめとさせていただきました。
　各市の回答で補足説明したい市がありましたら挙手をお願いします。
　それでは、清須市様から特に伺ってみたい市等ございましたらよろしくお願いします。

清須市総務部税務課　酒井課長
　質問は特にございません。各市からいろいろな情報提供いただきましたので、今後参考にさせていただきたいと思います。
　本市ではまずキャッシュレス決済から導入を検討したいと思ったのですが、コンビニ交付が先になるのかなと財政部局と話していたところ、本市の手数料は基本200円ですので、コンビニ交付との差を設けないといけないということになると、証明発行にかかる経費等を加味すると窓口等の手数料を値上げしなきゃいけないのかなというところでちょっと今悩んでいる次第です。今回資料をご提供いただきありがとうございました。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。
　この件につきまして、県の方からこの議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県総務部市町村課税政グループ　安井主査
　納税証明書の交付の電子化も国の方で今後検討されていく可能性もありますので、ご留意いただければと思っております。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。【議題4】につきましては以上となります。
　続きまして、【議題5】その他に入らせていただきます。
　東海都市税務協議会の報告について、名古屋市財務局税務部担当課長の水野様からご報告がございます。水野様、よろしくお願いします。

名古屋市税務部担当課長　水野
　名古屋市から東海都市税務協議会の活動状況の報告をさせていただきます。
　協議会では税制改正に関する要望を各市から取りまとめ、総務省に対して要望を出しておりまして、今年度については5月上旬に要望の照会をさせていただきまして、書面による協議を経て要望書を作成しました。
　要望活動については、令和元年までは総務省へ対面で要望書を手渡ししていましたが、コロナ期においては、総務省に事務渡しを行ってきたところです。昨年度から令和元年以前と同様に総務省に対面での手渡しを実施しておりまして、今年度も8月に総務省の企画課長、企画課統括理事官への持ち込み、税務担当審議官、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長にも要望書を持参したところでございます。
　要望事項につきましては、令和8年度地方税制改正の要望書をご覧ください。簡単ですが活動状況の報告については以上でございます。
　続きまして、幹事の選任でございますが、お手元に配布している会則の第5条で、政令指定都市は幹事となるものとし、政令指定都市以外からさらに幹事を選任することができるとあります。従って、私ども名古屋市のほかに、任期2年の間追加の幹事をお願いできる市がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。
　特に立候補がないということなので、引き続き名古屋市が幹事を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
　東海都市税務協議会からの報告は以上になります。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
　ありがとうございました。

せっかくの機会ですので何かご質問等ありました挙手をお願いします。

犬山市市民部税務課長　百武
年度末に向けて標準化を進めていますが、特に特別徴収の封入封緘に苦慮しておりまして、特別徴収の当初納税通知書を機械封入しているところがあれば教えていただきたい。また手で封入封緘しているところがあれば合わせてお聞きしたい。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
機械で封入封緘している市の方は、犬山市様にご連絡していただければと思います。
その他、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。
特にないようですので、次に次第4の次年度の当番市について、事務局から説明をお願いします。

愛知県市長会事務局　福井係長
次年度の当番市についてでございますが、建制順によりまして議長当番市は、愛西市様にお願いすることとなります。愛西市様、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

（議長）田原市総務部税務課　林田課長
愛西市様、よろしくお願いいたします。
以上をもちまして、私の議長としての役目を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

愛知県市長会事務局　福井係長
これをもちまして、税務関係部課長会議を閉会します。
長時間にわたり、ありがとうございました。なお、お車でお越しの方は、駐車券の押印をいたしますので、お申し付けください。また、お帰りの際は、事故等にはくれぐれも気を付けていただき、お帰りください。ありがとうございました。